行うときは、

選考過程の透 前項の公募を

市長等は、

み 自 治 h 基 な 本 0 条 例 その8

施するものとする。この場

自治基本条例を制定しました

問い合わせ

地域コミュニティ課(☎内線5

43

基本原則」 き続き、「第7章市政運営の の基本原則」(第21条) に引 (第22条) 「第7章市政運営 から解

先月号の

í	第 22 条	(行政評価	第 7 章
	市長等は、	価	市政運営の
; ;	市民に対		政運営の基本原則

を図るため、 率的かつ効果的な市政運営 る説明責任を果たし、 行政評価を実 効 妆

る。 適切に反映させるものとす 表し、その結果を施策等に 果を市民に分かりやすく公 市長等は、行政評価の結

を通じて事務事業等の改善提供するため、行政評価等 ビスを効率的かつ効果的に に努めなければならない。

「行政評価」とは、 により、 客観的・多角的に、 を最大限に有効活用するた 行政資源(財源、 のようなことから行 の向上」が図られます。 員の意識改革」「説明責任 検証を行うものです。これ た目標が着実に達成できて があったか」「当初設定し ついて、「どのような成果 いるか」などの視点から、 行政が実施する事業に 「事務の改善」「職 限られた 人員等) 1政評価 評価・

第1条 目的 第2条 条例の位置付け

第9条 議会の役割

第10条 議員の役割

第14条 情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護

及び青務

及び青務

第22条

第23条 外部監査

第24条 審議会等

第2章 市民

第5条 市民の権利

第6条 市民の責務

第7条 子どもの権利等

役割及び青務

第18条 総合計画等

第19条 政策法務

第20条 財政運営

第21条 組織及び人事政策

第8条 事業者等の

条例の構造

前文

第1章 総則

第6章 市民参画の原則

第7章 市政運営の基本原則

第25条 パブリック・コメン

第8章 条例の見直し

第29条 条例の見直し

第3条 定義 第4条 自治の基本原則

第16条 住民投票

第26条 公益通報

第27条 危機管理

第28条 国及び他の地方公共

団体等との連携

第5章 コミュニティ

第13条 コミュニティ

第4章 市長等

第11条 市長の役割

第12条 職員の役割

及び青務

家等の参画のもとに実施す 合において、市民及び専門 るものとする。

市長等は、必要な行政サ

解説

第1項では、 点からの評価も取り入れて 市民と専門家等の外部の視 少なくないことに鑑みて、 だけでは気付きにくい点も ています。 ければならないことを定め 政に関する説明責任を果た たっては、行政内部の視点 ため、行政評価を実施しな すことや施策の改善などの いくことを規定しています。 なお、

第3項では、職員が行政サ く公表し、 第2項では、 「評価する」ことを通じて ビスの向上のため、 ていくことを表しています いては、 評価や事務事業評価など、 は当然のことですが、 ら仕事を改善していくこと 度以降の施策などに反映し やその意見については次年 めるとともに、評価の結果 仕事の内容を見直していく 市民にわかりやす 市民の意見を求 評価結果につ 普段か 施策

めています。 ことが重要であることを定

う本条を設けたものです 市長等は、 実施に当 第 23 条 (外部監査)

ことができる。 252条の28に規定する者 を締結した地方自治法第 要に応じて、 運営を確保するため、 率的かつ効果的な行財政 う。)に監査を実施させる (以下「外部監査人」とい 75条第1項の請求をする場 有権者は、 市長は、 地方自治法第 外部監查契約 適正で、 必 \mathcal{O}

きる。 請求に係る監査について監 合において、 ることを請求することがで 項の外部監査人の監査によ 査委員の監査に代えて、 併せて、 当該

解説

第1項は、 252条の27で定められて いる「包括外部監査契約」 地方自治法第

審議会等の会議を公開する 市長等は、原則として、 会議録及び資料

めです。 体の 第1項では、 メンバーだけでは得られな バ マ・課題) といった大きな役割を果た ける民主性・専門性の確保 審議会等は、 確保するため、 しています。諮問事項(テー べき旨を規定しています。 て」市民公募委員を選任す ーに加わるのは、そのた 一般市民の視点もあり 代表や有識者がメン しかし、そうした に関係のある団 多様な視点を 市政運営にお 「原則とし

ができることを定めていま

第24条 市長等は、

審議会等

3に規定する附属機関その

ます。

(地方自治法第202条の

他これに準ずる機関をいう。)

(審議会等)

の規定に従うことになりま 第252条の39第3項以下

(流れ) は、

地方自治法

なお、

請求後の取り扱

指します。 成に十分配慮すべきことを から活発になされるよう、 における議論が多様な視点 に努める」 十分に確保する等、 市民公募委員の人数を必要 なお、 「適正な委員構成 とは、 審議会等

部を市民からの公募によっ

適正な委員構成に努めると

原則としてその一

の委員を選任する場合は

て選任するものとする。

また、「原則として」 法令等により委員の構

明性及び客観性の確保に努

めなければならない

ます。 合もあることを意味してい 成が定められている場合 任することが適当でない場 高度な専門性が求められる びに行政処分に係る場合、 特定の個人及び団体並 市民公募委員を選

第2項では、 排除しています。 することを規定していま と等により選考の恣意性を 価項目を事前に明示するこ 類選考等で行 方法に無作為抽出方式を採 いて透明性と客観性を確保 し、また、選考方法は書 本市では、委員の公募 選考過程にお さらに評

解説

第3項では、 それがある場合等を除き、 情報を審議する場合、 することを規定しています 会議録及び会議資料を公表 から、会議を公開し、 政策過程の透明性の確保や 自由な発言が損なわれるお いは会議を公開することで の定めがある場合や非公開 情報共有の視点 法令等に特別 ある また

> (パブリック・コメント) ろにより、 扱いの結果及びその理由 に、 公表しなければならない。 えて政策等を定めるととも めるものとする。 を明確にした資料等を公表 びに趣旨、 るときは、 係る重要な政策等を策定す より提出された意見を踏ま 25条 市長等は、 市長等は、 広く市民等の意見を求 提出された意見の取り 目的及び内容等 別に定めるとこ 事前にその案並 前項の規定に 市政に を

第2項は、

有権者が上記の

うち「個別監査契約」に基

づく外部監査を求めること

それを定めるものです。

法第252条の39第1項)、

ることが必要とされている を行うためには条例で定め および「個別外部監査契約」

とともに、

を公表するものとする。

(地方自治法第252

項第3号、

は、さまざまな視点から政パブリック・コメント制度 すが、 みです。 います 本条文を確認的に規定して の仕組みが設けられていま の質を向上させていく仕組 策案への意見を求め、 その重要性に鑑み、 本市では、 既にこ 政策

求めることを規定してい 第1項では、 については、 「その案並びに趣旨 特にポイントとなる 市民の意見を 重要な政策等

> う点です。 としてポイントを明確に示 見が出てくるにはその前提 た資料等を公表」すると ことに鑑みたものです。 した資料等が不可欠である てきにくいこと、 け意見公募しても意見は 目的及び内容等を明確にし これは、 有益な意 形式だ

第2項では、市民の意見が 定めるものです。 せたのかを公表することを して、 踏まえて政策等を定めて 提出された際には、それを くとともに、提出意見に対 市としてどのように また政策に反映さ V

・ 次号は「第7章市政運営の ・ 本原則」第26条(公益通報) ・ から掲載します。

※なお、 府市自治基本条例手お、市ホームページ. を掲載 ペー ・ジに「太 引き」



